

1. 祇園四条地区における景観づくりの理念

●東山観光の起源

内裏から見て東に位置する東山連峯は、洛中に最も迫り出した山並みであり、北は三条通から南は五条通の辺りまで、山中に多くの泉が湧き出ています。幾筋もの清冽な流れが鴨川へ注ぎ、美しい水のある場所として、古より都の人と生き物にとって貴重な場所でした。太古の人々は、この地を四神相応の好適地と見定め、東山の嶺線と鴨川、三条通と五条通に囲まれた区域を、平安京の東方を守護する「青龍」の地と定め、都の水を守らせたのです。

東山は、千二百年続く観光地ですが、その背景には豊富に湧き出る水の存在がありました。古今東西を問わず、美味しい水が人々にもたらす感動と感謝の気持ちは、あらゆる人々の心を満たしてくれます。

私たちのまちづくりもまた、この地を訪れる人々の心を美しくし、故郷ふるさとに送り返すことを誇りとしています。こうした営みを繰り返し繰り返し続けることが出来れば、この先、千年の後も私たちのまちは安泰です。

●水の要を守る八坂神社

千年の歴史を振り返ると、湧き出ていた泉の多くを東山の神社仏閣が守り続けて、現代に至ります。中でも八坂神社は、平安京創建の当初より青龍の水の要の役割を担ってきました。本殿直下の「龍穴」を鎮め、都の水を浄化する役割を果たしていると伝えられています。

日本三大祭の一つとして知られる祇園祭は、水の浄化を基にした疫病退散の祭礼であり、私たちは氏子として千年以上に渡り関わりを続けています。

●日本の美意識と出会えるまち

祇園商店街振興組合は、この八坂神社の参道に位置しています。多くの物販店・飲食店が軒を連ね、百年を超えて家業を続ける店が十数軒、三百年を超える老舗も数軒に上ります。加えて、歌舞伎発祥の地である四条河原には、日本最古の芝居小屋である南座が今も観客を集めており、出雲阿國の存在した桃山時代と現代が繋がる感覚が、人々の心を魅了しています。

平成24年に制定された「祇園四条地区地区計画」の検討にあたっては、祇園の皆さんと話し合いながら、人々の持つ祇園に対するイメージを崩さず、更なる高みを目指して「日本の美意識と出会えるまち」となることを「将来ビジョン」に決めました。この国の姿かたちを変容していく中で、最後の砦となっても「美しさで人々を魅了するまち」でありたいとの思いからです。

人々のイメージする「祇園」とは、何と言っても舞妓さん、犬矢来や格子戸、三味線や地

唄が聞こえる街、そして超一流の人士達に対する極上のもてなし空間、艶やかな夜の世界でしょう。祇園の花街が「一流の人士達をどのようにもてなすのか」を端的に言うならば、「^{たおやめ}手弱女文化」にあります。四季や恋愛を表現する平安王朝文学の世界であり、たをやかな和歌の世界。ひらがなの世界でもてなすというと解りやすいかと思います。

●祇園商店街の心意気

もてなされる側にも当然ながら素養が必要です。このようなことを申し上げると、「祇園は敷居が高い」と見る向きもあるかもしれませんが、連綿と続く「美意識によるもてなし」を易きに流してはなりません。ましてや、販売促進の手立てとして「祇園」のイメージを乱用するなど、先人達の思いを蔑ろにする行為です。これは断じて許せぬというのが祇園の心意気です。「伝統の安売りはしない」という信条は、京の多くの老舗にも通底する姿勢であり、最大の強みがそこにあると考えます。

祇園商店街でも、自らの立ち位置を常に模索して参りました。130 を数える加盟店舗の多くは観光産業で成り立っていますが、今般のコロナ禍にて観光客が激減したため、大部分のお店が休業に追い込まれました。こうした惨禍から立ち直るため、我々は明確な方向性を以て、地域景観づくりに本腰を入れてゆかねばなりません。

●「益荒男振り」のまち

「日本の美意識」とは何か。この街に来れば理解できるようにしたいと、我々は考えています。日本文化とは、^{たおやめ}手弱女と^{ますらお}益荒男の両輪で成り立ちます。先に述べた通り、^{はなまち}花街のもてなしとは手弱女文化によるものです。その対極にあるのが益荒男文化です。漢字・漢語の世界であり、宗教・科学・哲学・政治・経済等も益荒男文化と言えるでしょう。四条通の南北に広がる花街の「手弱女振り」に対して、八坂神社の参道に位置する祇園商店街では、「益荒男振りのまち」を目指したいと考えています。祇園のまちに、手弱女振りと益荒男振りの両輪が揃って、初めて日本の美意識が具現化できるからです。

東山から鴨川に至る中心軸として、四条通沿道は「清々しい参道」に相応しい景観を生み出すことで、来街者のみなさんをお迎えしたいのです。華やかな装飾や品格を損なう景観ではなく、東山の鮮烈な湧水を飲んだ「古人の感動」を不変のものとして、世界の人々に伝えられるまちにしていきたいと考えています。

＜参考：地域のビジョン(平成 23年5月 組合総会承認)＞

日本の美意識に出会えるまち ～清々しき参道 祇園商店街～

時代が移り、人々の暮らしや生業が変わり、京都はもとより日本中のまちが様変わりする中、祇園もすっかり変貌してきました。花街を訪れる客筋が変化する中、芸舞妓やお茶屋の数も減少し続けています。観光客がまちに溢れ、土産物や飲食店などの中には、「祇園らしくないもの」が増えています。そんな中でも変わらないものが祇園にはあります。飽くなき「美」の追求です。

先達が培い、次代に受け継いできたこの美意識を、私たちはこのまちで頑なに守り、次代に継承したいと考えます。見せ掛けの美しさではなく、無国籍の美でもない、八坂神社の門前に恥じない魅力を湛えるまちづくりを進めるものです。祇園のメインストリートに位置する祇園商店街は、八坂神社の参道に相応しい「清々しさ」を探求するとともに、東山の玄関口に相応しい機能を整えるものです。

祇園の美意識を守り育む ～変えないまちの仕来り、変わらない老舗の心意気～

祇園に暮らし商いをしているみなさんは、常に人と人との関係に心を配り、「心と心のやり取り」の技術を磨き上げることに、数百年に渡り腐心してきました。今日の日本は、どこへ進めばよいのか、何をすれば良いのか判らず右往左往していますが、私たちはこのまちが大切にしてきた「祇園の美意識」に立ち返り、お客さんとの心のやり取りを通じて、みなさんの心を良くする仕掛けをつくりたいと考えています。

祇園における商いのスタイルは、時代の変化に敏感でありながら、流行りに迎合することなく、店主が納得できるこだわりの商品・サービスを、ものの価値の判る方に商うことであり、これまで中心的な役割を担ってきたのが「祇園の老舗」です。自分とこの店の繁盛を追及するだけでなく、八坂さんのこと、まちのことに汗をかき、賑わいづくりやまちへの恩返しを通じて、「人としての徳を積む」ことが、祇園に暮らし商いをしているものの使命です。

2. 祇園四条地区の景観特性

1) 老舗を中心とした上質な賑わいの連続

- ・本物の商品やサービスで勝負する老舗や専門店などが並ぶ商店街
- ・質朴を旨としながらも個性を発揮する店舗デザインが連続する町並み
- ・連続するアーケードや、灯りが演出する商店街の個性

2) 清々しい参道に相応しい見通し景観

- ・四条通を東に望むと八坂神社を焦点とし、背景に東山と空を見通すことのできる、参道に相応しいすっきりとした景観
- ・祇園祭の期間中、巡行する神輿などから見越した際、祭礼に敬意を払った上品な町並みや店先の装い
- ・八坂神社の氏子の結びつきに基づくコミュニティと思いやりのある商いが生むもてなしの雰囲気

3) 歴史文化や自然環境と調和した景観

- ・由緒あるお茶屋や、伝統ある南座や京町家、近代建築による歴史文化の深みを感じられる景観
- ・花見小路や南北の路地から誘われるような期待感を感じることができる景観
- ・東山や鴨川の緑や潤いと調和した町並み

3. 祇園四条地区の課題と基本目標

1) 美意識の共有・商店街の景観づくり

- ・インバウンドによる観光客の増加に伴い、一過性の商いが増加しつつありますが、地域景観の質を維持・向上していくためには、現在の法令等の規制を守るのももちろんのこと、地域による自主的な景観づくりの取り組みが求められます。
- ・当地は、京都市の美観地区の指定などにより、建築物・屋外広告物に係る基準が定められており、一定の景観保全がされています。しかし、さらなる美しさの誘導を行うためには、まちの関係者で、これまで祇園が培ってきた“美意識”を共有していくことが必要です。
- ・そのため、協議の機会を設けることで、当地に相応しい景観の形成を目指します。

2) 参道に相応しい環境づくり

- ・近年、観光客が増加したことで、京都市内に宿泊施設が乱立しており、当地区でもその影響を受ける恐れがあります。
- ・また、歓楽街に近接する当地区では、迷惑行為や風俗営業に準ずる利用が行われる恐れもあります。
- ・参道の風情を守るため、商店街のビジョンに合う上質な宿泊施設へと誘導するとともに、節度ある施設運営や利用を行うことが必要です。
- ・これらの考え方を共有することで、清々しい参道やもてなしの感じられる商店街として、「心と心のやり取り」を感じることができる人々の営みや上品なまちの環境を守り、参道に相応しい景観を向上的に維持していくことを目指します。

3) 持続可能なまちづくり

- ・当商店街は、商いの共同体としてだけでなく、八坂神社の氏子として強い結びつきを守ってきました。しかし、インバウンドブームの隆盛が外部資本の過度な流入を招き、伝統的なコミュニティが希薄化しつつあるとの警鐘を鳴らす声も少なくありません。
- ・今後、新たなまちの担い手となっていただく皆さんには、これまで培ってきた地域コミュニティの維持にお力添えいただくことが必要です。
- ・また、近年の異常気象に伴う集中豪雨などにより、アーケードや道路の雨水排水に過度な負荷が生じる事態が各地で見受けられます。アーケードのライフサイクルコストの抑制や安全な歩道環境の観点から、雨水処理のあり方等について検討する必要があります。
- ・さらには、「地区計画」の指定により学習塾や葬儀場など、日常的な車両の乗り入れが起る施設は立地を制限していますが、今後も次々に新しい事業形態が生まれること

が予想され、交通負荷が生じる恐れがあります。歩行者の安全な通行等を守るため、過度な交通量の発生と集中を抑制していく必要があります。

- ・これら、コミュニティづくりと安全安心の確保の両輪で、持続可能なまちづくりを目指します。

4. 景観等配慮事項

この地区は、商店街の「ビジョン」ならびに、「まちづくりの基本目標」を実現するために、以下の事項を大切にしています。

1) 日本と祇園の美意識を体現し、商店街の上質な賑わいに寄与すること

建築・開発行為や屋外広告物等の設置・変更にあたっては、京都市市街地景観整備条例及び京都市屋外広告物等に関する条例などを遵守することはもとより、“日本の美意識”及び“祇園の美意識”についての考察を深め、それぞれの建築物や広告物で体現すべき美しさの探求に努めることで、商店街の上質な賑わい景観の形成を互いに創り上げていきます。

<たとえば、以下のような配慮が考えられます>

- ①過度に華美な設えの外観や広告物の掲出を避け、品格のある見た目とする
- ②建築物や広告物は、短絡的な「和風」や、イミテーション素材などによるチープな印象の設えなどをせず、祇園の美意識に相応しいデザインとする
- ③背景となる東山の緑や、歴史的な建築物等に調和したデザインとする
- ④趣のある路地の風情を大切にする
- ⑤建築物の外観は、祇園祭の神輿等が映える上品なデザインとする
- ⑥プライベートな行為（入浴など）が露出する建築物のデザインや構造としないこと
- ⑦四条通に雑多な印象を与える要素（屋外設備等）を露出させない
- ⑧内装や屋内広告物であっても、四条通から容易に視認できる箇所については、過度な装飾は避け、建築物の外壁等や周辺の町並みに調和したデザインとする

2) 清々しい参道を守ること

清々しい参道を守るため、以下の行為を自粛するとともに、門掃きなど四条通等の日常管理への協力をお願いします。

- ①短時間の休憩利用などラブホテルに準ずる宿泊施設の営業行為
- ②騒音・振動・過度な匂いを伴う事業（屋外飲食営業、騒音・振動の大きい室外機の設置など）
- ③顧客等による迷惑行為（ごみのポイ捨て、泥酔など）
- ④その他これらに類する行為

3) 地域のつながりを守ること

新たなまちの担い手と手を取り合い、地域のつながりを守るため、新たに当地区で事業を行う方には、以下の事項について協力をお願いします。

- ①祇園祭など、様々な地域行事への参加・協力

- ②商店街振興組合への加入
- ③商店街振興組合や町内会など地域における各種活動・事業への参加・協力
- ④その他、ご協力いただくことが望ましいと考えられる事項

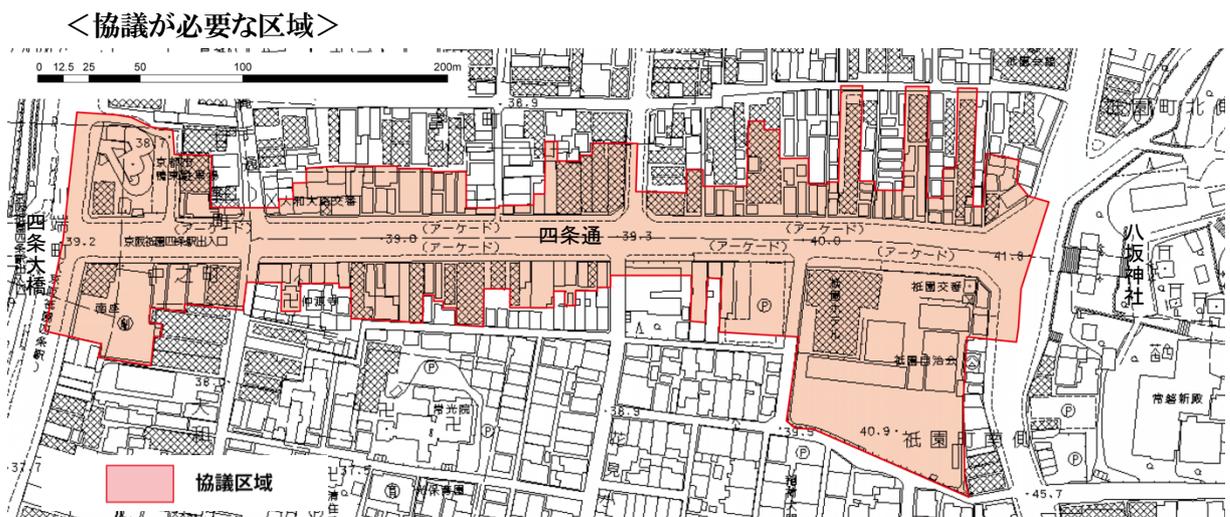
4) 地域の安心・安全を守ること

来街者の方に安全に商店街をご利用いただくとともに、互いに安心して商いを続けていくために、新たに当地区で事業を行う方には、以下の事項について協力をお願いします。

- ①当地の重要な景観資源でもあるアーケードへの雨水負荷等の抑制
- ②過度な交通負荷が生じる事業の自粛（不法駐車が増加など、通り景観が毀損される事態の回避）
- ③その他、安全性の向上に必要と考えられる事項

5. 協議の方法

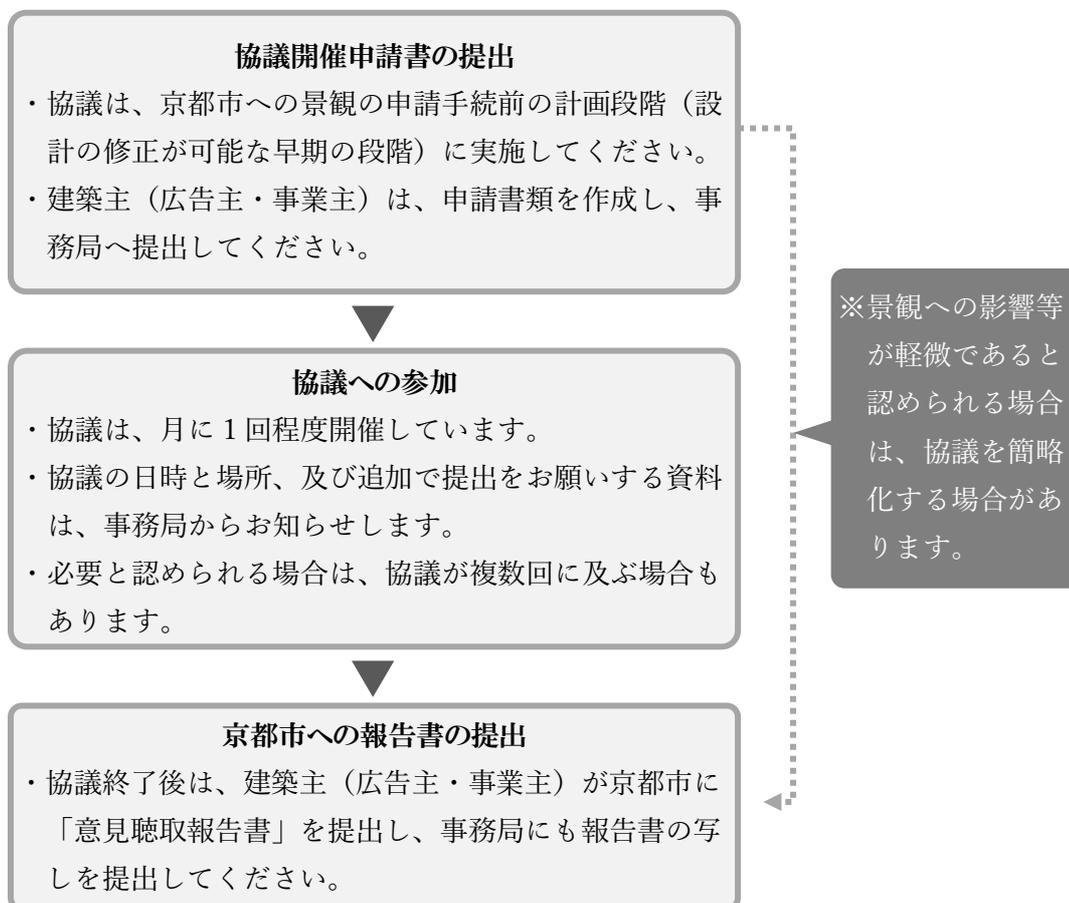
以下の区域において、建築行為等を予定している方は、計画内容について、地域景観づくり協議会との意見交換の実施が義務付けられます。京都市への景観に係る各種申請等の手続以前に、地域景観づくり協議会である祇園商店街振興組合 景観委員会との協議を行ってください。



<協議の対象となる行為>

- ①建築物や工作物の新築・増改築・移転、外観の変更
- ②屋外広告物の表示・変更・修繕
- ③新たな事業の開始

<協議の手順>



<申請時に必要な書類>

- 事前協議開催申請書
- 景観配慮事項に関する説明書
- 計画の概要、及び景観への配慮事項が解る図面・パース図に類するもの等
- 付近見取図（建築物の新築・増改築の場合に限る）
- 現況周辺写真（建築物の新築・増改築の場合に限る）

<お問合せ先>

祇園商店街振興組合 事務局 までご連絡ください。

〒605-0074

京都市東山区祇園四条通一力亭東隣

TEL：075-531-2288

FAX：075-531-2422

※制度の詳細については、京都市景観政策課までお問合せください。

（京都市景観政策課 TEL：075-222-3397）